

第百七十一回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録 第 十 三 号

平成二十一年五月二十九日(金曜日)

午後五時十二分開議

出席委員

委員長 岩屋 毅君

理事 木村 勉君 理事 佐藤 鍊君

理事 馳 浩君 理事 原田 令嗣君

理事 茂木 敏充君 理事 小宮山洋子君

理事 牧 義夫君

阿部 俊子君 井澤 京子君

井脇ノブ子君 飯島 夕雁君

浮島 敏男君 小川 友一君

岡下 信子君 加藤 勝信君

加藤 紘一君 龜岡 偉民君

谷垣 禎一君 西本 勝子君

萩生田光一君 平口 洋君

福田 峰之君 藤田 幹雄君

松浪 健太君 松本 洋平君

山本ともひろ君 田島 一成君

高井 美穂君 土肥 隆一君

松本 大輔君 山口 壯君

山井 和則君 笠 浩史君

和田 隆志君 遠藤 乙彦君

富田 茂之君 石井 郁子君

日森 文尋君

文部科学大臣 塩谷 立君

文部科学副大臣 松野 博一君

文部科学大臣政務官 萩生田光一君

文部科学委員会専門員 佐久間和夫君

委員の異動

五月二十九日

辞任

藤村 修君

西 博義君

補欠選任

山井 和則君

遠藤 乙彦君

同日

辞任

山井 和則君

遠藤 乙彦君

補欠選任

藤村 修君

西 博義君

五月二十八日

国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願(永岡桂子君紹介)(第三二八二号)

教育格差をなくし、子供に行き届いた教育を求めることに関する請願(大島敦君紹介)(第三一八三三号)

私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(大島敦君紹介)(第三一八四四号)

は本委員会に付託された。

五月二十八日

義務教育費国庫負担制度堅持と負担率の復元、就学援助制度の充実、教育予算の確保と拡充に関する陳情書(北海道稚内市こまどり五の三の一七佐藤彰外八名)(第一〇五号)

教科書バリエーション法の一部改正を求めることに関する陳情書(東京都板橋区赤塚三の二三の一五並木正)(第一〇六号)

教育施設耐震補強事業推進のための財政措置等の拡充に関する陳情書(徳島市幸町二の五隅倉純爾)(第一〇七号)

同日

私学助成制度の充実を求める意見書(岩手県議会)(第三二五四号)

障害のある子どもたちの教育や生活の充実を求める意見書(京都府精華町議会)(第三二五五号)

「世界一高い学費」を軽減し、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすことを求める意見書(福岡県志免町議会)(第三二五六号)

特別支援教育の充実に関する意見書(岐阜県本巣市議会)(第三二五七号)

二〇〇九年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書(北海道名寄市議会)(第三二五八号)

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知市議会)(第三二五九号)

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県四万十市議会)(第三二六〇号)

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県黒潮町議会)(第三二六一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○岩屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二十二日に終局いたしております。

この際、本案に対し、原田令嗣君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。牧義夫君。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○牧委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置づけるため、改正案の附則第二条の二第一項から、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とする文言を削除するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○岩屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○岩屋委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。石井郁子君。

○石井郁子委員 日本共産党を代表して、日本学術振興会法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

この間、「大学の構造改革の方針」により二十一世紀COEプログラムなどが実施され、東京大学など旧七帝大を中心とした先端的研究に競争的資金が集中してきました。その一方で、大学では、運営費交付金や私学助成の削減などで、富める研究室と貧困な研究室との二極分化が進行してきました。今回の重点配分は、こうした研究のゆがみに一層拍車をかけるものです。二千七百億円もの資金を一部に重点配分するのではなく、緊急なテーマとともに、運営費交付金など基盤的研究費を拡充するために回すべきです。大きな山を築こうと思えば、すそ野を広く、大きくしなければなりません。

この間、国立大学の運営費交付金は五力年間で

七百二十億円削減され、限界という状況にありま
す。二千七百億円といえば、その約四倍に当たる
額です。これこそ、基金をつくり運営費交付金に
回せば、増額方向に転換することができま。そ
のことこそ、多くの研究者が望む道です。

若手研究者派遣事業も、若手研究者の雇用の確
保、非常勤講師などの待遇改善のための基金とす
べきです。

このことを強く指摘し、本法案に反対するもの
です。

なお、民主党提出の修正案は、原案の問題点を
変えるのではなく、賛成することはできません。

○岩屋委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 私は、社会民主党・市民連合を代表
して、本法案に対する反対討論を行います。

第一に、〇九年度補正予算は、この間の〇九年
度本予算を含め三度にわたる予算編成、経済対策
に対する真剣な総括もなく、また、個人消費の拡
大による成長戦略を確立することもなく編成され
ています。本法案も、財界の要望を機械的に受け
入れた場当たり的なものと言えます。

第二に、さらに先端研究助成基金には総額二千
七百億円の巨額な税金が投入されるにもかかわらず、
具体的にはどのような基準で支援する研究
テーマを選定するのか、また、事後においてどの
ような評価が下されるのかもはっきりしません。
その上、どのように国民生活向上に貢献するかも
明らかにされていません。

第三に、一方で大盤振る舞いが行われる中、他
方で多くの国立大学への運営費交付金は削減さ
れ、教員が足りない、研究費が不足している等々
の悲鳴が現場から起きています。私学においても
同様な事態が起きております。このような実態を
放置し、大企業主導の最先端研究支援の実施をす
ることは、本末転倒と言わざるを得ません。

本法案によつては、外需主導、企業の設備投資
主導の経済構造から脱却し、国民一人一人の購買

力の増大による経済成長を実現する内需拡大型へ
の経済構造を実現させることはできません。

修正案は、一時的、暫定的な助成から恒常的な
助成への思いが込められており、一定の評価を
いたしますが、基本的な問題点を解決するものでは
ありません。

以上の立場から、本法案に反対いたします。
以上です。

○岩屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○岩屋委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、独立行政法人日本学術振興会法の一
部を改正する法律案及びこれに対する修正案につ
いて採決いたします。

まず、原田令嗣君外三名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩屋委員長 起立多数。よつて、本修正案は可
決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除
く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩屋委員長 起立多数。よつて、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○岩屋委員長 ただいま議決いたしました本案に
対し、原田令嗣君外三名から、自由民主党、民主
党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民
連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしと
の動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。原田令嗣
君。

○原田(令)委員 私は、提出者を代表いたしまし
て、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
す。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を
改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たつて
は、次の事項について特段の配慮をすべきであ
る。

一 研究課題の選定に当たつては、早期に事業
化が見込めるもの等に偏つたり、課題数を三十
程度と限定することなく、ハイリスク研究
等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適
正な資源配分を行うこと。また、中心研究者
及び研究課題の選考に当たつては、研究者につ
いては、特定の業界や分野に偏ることのないよ
う、真に我が国の科学の振興に資する適
切な人選を行うこと。

二 先端研究助成基金については、複数年にわ
たる多額の国費による研究であることを踏ま
え、研究の評価の在り方について中間評価の
実施を含めて十分検討し、適切に評価を行う
とともに、この評価結果をその後の研究開発
へ適切に反映させるよう努めること。なお、
評価の実施に当たつては、研究者の負担に配
慮すること。また、基金の使用状況、研究の
進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提
供するとともに、国民各層の幅広い活用を期
するため、原則として公開すること。

三 総合科学技術会議は、先端研究助成業務に
ついて、公正中立かつ適切な選定を行うことと
ともに、本来期待される制度の趣旨が確保され
ることに責任を負うこと。

四 独立行政法人日本学術振興会は、三千億円
の新たな基金が設立される独立行政法人とし
て、科学研究費補助金の交付業務はもとよ
り、先端研究助成業務及び若手研究者海外派
遣業務について、一層、公正中立かつ適切な
業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管
理責任を負うこと。

五 若手研究者人材の育成の在り方は、本来各
大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべ
きものであることから、若手研究者の海外派

遣への助成に当たつては、運営費交付金や私
学助成の拡充等の方策を実現できるよう、そ
の在り方について早急に抜本的見直しを行う
こと。

六 我が国の研究開発力の向上や国際競争力強
化の観点から、既存の研究助成制度の改善を
図るとともに、基礎研究の更なる充実を図る
ため、科学研究費補助金など研究助成の拡充
に努めるとともに、その配分についても、基
金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な
支出を可能にするよう、その在り方につ
いて抜本的見直しを行うこと。
以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げ
ます。

○岩屋委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩屋委員長 起立総員。よつて、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文
部科学大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。塩谷文部科学大臣。

○塩谷国務大臣 ただいまの御決議につきまして
は、その御趣旨に十分に留意をいたしまして対処
してまいりたいと存じます。

○岩屋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岩屋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条の次に七条を加える改正規定のうち附則第二条の二第二項中「現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として」を削る。

平成二十一年六月九日印刷

平成二十一年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A